

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について
（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議） …………… 1
- ◆ 平成29年度 処遇改善等加算Ⅱの実施状況について（速報値）が公表される
（内閣府） …………… 2
- ◆ 平成28年度 認可外保育施設の現況取りまとめ（厚生労働省） …………… 3
- ◆ NHK 放送受信料免除について【再周知】（日本放送協会） …………… 4
- ◆ 企業主導型保育事業に対する税制上の措置について（内閣府） …………… 4
- ◆ 「社会福祉主事」資格認定通信課程 受講者募集のご案内【募集期間延長】
（全社協・中央福祉学院） …………… 5

◆児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）

平成30年7月20日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催されました。

この会議では、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととし、緊急総合対策が取りまとめられました。

保育所・認定こども園等においても、これまでと同様に児童虐待の防止への対応を関係機関と連携して実施するとともに、取り組みの強化が求められます。

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 《児童虐待防止のための総合対策》

(保育所等関連の記述を全保協事務局抜粋)

2 児童虐待の早期発見・早期対応

[中略]

○相談窓口等の周知・啓発の推進等

[中略]

- ・行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を名目とした不適切な育児が行われないことが必要である。このため、体罰に依存しない育児が推進されるよう、啓発資料「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」を乳幼児健診の場や学校（幼稚園を含む。以下同じ。）、保育所等において配布などを行う。また、児童虐待防止に関するポスターの掲示などにより、周知・啓発を進める。

○児童虐待に関する研修の充実

- ・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修の実施を促進する。

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

[中略]

○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

- ・要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うことについて、速やかに周知徹底する。

詳細は、別添の資料 1-1、1-2 をご参照ください。

◆平成 29 年度 処遇改善等加算Ⅱの実施状況について （速報値）が公表される（内閣府）

平成 30 年 7 月 19 日、内閣府は、処遇改善等加算Ⅱの実施状況（速報値）を公表しました。

全国の市町村数 1,741 のうち、加算対象施設のある市町村数は 1,309、加算認定有りの市町村数は 1,173（89.6%）。

各施設における認定状況は、保育所 14,543 か所に対し加算施設数は 11,650 か所（80.1%）、認定こども園 4,245 か所に対し加算施設数は 3,485 か所（82.1%）。

配分状況は、4 万円の加算対象人数 A の「保育所」61,402 人分に対し、実施の配分人数は 94,840 人。「認定こども園」26,411 人分に対し、実施の配分人数は 38,702 人。

5,000 円 の加算対象人数 B の「保育所」37,720 人分に対し、実際の配分人数は 37,664 人。
「認定こども園」15,796 人分に対し、実施の配分人数は 16,187 人。

詳細は、別添の資料 2-1、2-2 をご参照ください。

内閣府ホームページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>制度の概要

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

◆平成 28 年度 認可外保育施設の現況取りまとめ (厚生労働省)

平成 30 年 7 月 19 日、厚生労働省は、標記取りまとめを公表しました。

「認可外保育施設」とは、児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設のことです。このうち、①夜 8 時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりの子どもが利用児童の半数以上、のいずれかを常時運営している施設については、「ベビーホテル」とされています。

「平成 28 年度 認可外保育施設の現況」の概要

(全保協事務局抜粋・整理)

- 施設の数はいくつか所であり、前年 (6,923 か所) から 365 か所減少。
- 入所児童数は 158,658 人で、前年と比較して 19,219 人 (10.8%) の減少。
- 年齢別では、0~2 歳児は 81,455 人、3 歳以上の児童は 70,201 人 (就学前)。
なお、この他に両親が夜間働いているなどの理由で、小学校就学児も 6,280 人が利用。
- ベビーホテルへの立入調査は、1,412 か所のうち、1,035 か所 (73%) に実施し、581 か所 (56%) は指導監督基準に適合していなかった。
指導監督基準に適合していない主な項目は、1 乳幼児の健康診断の実施：241 か所、2 職員の健康診断の実施：229 か所、3 非常災害に対する具体的計画 (消防計画) の策定・訓練の実施：224 か所、4 施設及びサービスに関する内容の掲示：169 か所、5 保育に従事する者の数：162 か所となっている。
- その他の認可外保育施設への立入調査は、4,638 か所のうち、3,303 か所 (71%) に実施し、1,353 か所 (41%) は指導監督基準に適合していなかった。
指導監督基準に適合していない主な項目は、1 乳幼児の健康診断の実施：477 か所、2 職員の健康診断の実施：461 か所、3 非常災害に対する具体的計画 (消防計画) の策定・訓練の実施：444 か所、4 利用者に対する契約内容の書面による交付：328 か所、5 安全

確保への配慮：300 か所である。

参考として、「都道府県・政令指定都市・中核市別 認可外保育施設数・入所児童数一覧」「認可外保育施設の箇所数・児童数の推移」が公表されています。詳細は、別添の資料 3 をご参照ください。

◆NHK 放送受信料免除について【再周知】 (日本放送協会)

NHK 放送受信料免除については、全保協ニュース (No.18-02、平成 30 年 4 月 4 日号) にて既報のとおりですが、今般、再周知の依頼を受け、資料 4 のとおりお知らせいたします。

平成 30 年 4 月 1 日から、NHK 受信料免除対象施設が拡大されました。

保育所、幼保連携型認定こども園等に加えて、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等が受信料全額免除の対象として示されています。

「平成 30 年 4 月 1 日施行の免除基準により新たに免除対象となった施設または事業所の契約に関して、平成 30 年 9 月 30 日までに NHK が免除申請書を受理したときは、平成 30 年 4 月 (平成 30 年 4 月に免除基準に該当していない場合は、該当した月) に遡って免除を適用」されますので、ご確認ください。

お手続き等の詳細は、NHK ホームページにてご確認ください。

NHK オンライン>受信料の窓口トップ>「社会福祉施設に関する免除基準の変更」について

http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo-henkou_h300401.html

◆企業主導型保育事業に対する税制上の措置について (内閣府)

平成 30 年 7 月 6 日、内閣府は「平成 30 年度税制改正に係る子ども・子育て支援新制度における税制上の取扱いについて (通知)」(府子本第 722 号) を発出しました。

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をした場合、3 年間 12% (建物等は 15%) の割増償却ができることを示したものです。

参考資料 3 には、「子ども・子育て支援新制度に係る税制上の主な取り扱いについて」、

保育所、認定こども園、地域型保育事業等の社会福祉法人立、個人立、学校法人立における税控除などがまとめられていますのでご参照ください。

別添 資料 5-1 「平成 30 年度税制改正に係る子ども・子育て支援新制度における税制上の取扱いについて（通知）」

資料 5-2 「参考資料 1 企業主導型保育事業に対する税制上の措置」

資料 5-3 「参考資料 2-1 H30 年度税制改正（企業主導型保育施設用資産の割増償却）に関する FAQ」

資料 5-4 「参考資料 3 子ども・子育て支援新制度に係る税制上の主な取り扱いについて」

添付していない資料は、内閣府のホームページでご確認ください。

内閣府ホームページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>法令・通知等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

◆「社会福祉主事」資格認定通信課程 受講者募集のご案内 【募集期間延長】（全社協・中央福祉学院）

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の受講者を募集しております。

社会福祉主事は、福祉で働く方にとっての基礎的な資格であり、本課程では幅広く分野横断的に知識を得ることができます。詳しくは、中央福祉学院ホームページに掲載している受講案内をご参照ください。

皆さまのお申し込みを心よりお待ちしております。

通信課程の概要

(1) 受講期間：2018 年 10 月～2019 年 9 月（1 年間）

(2) 学習内容：自宅学習による答案作成（16 科目）、面接授業（5 日間）

(3) 申込締切：2018 年 8 月 10 日（金）当日消印有効 ※締切を延長しております。

(4) 受講案内：中央福祉学院ホームページ（<http://www.gakuin.gr.jp/info/students/info7837.html>）

(5) 問合せ：全国社会福祉協議会・中央福祉学院 電話 046-858-1355